



香取市物価高騰対応水道料金免除規程を次のように定める。

令和8年5月29日

香取市長 伊藤 友則



# 香取市物価高騰対応水道料金免除規程

令和8年5月29日  
水道事業管理規程第2号

(趣旨)

**第1条** この規程は、物価高騰の影響による水道の利用者の経済的負担を軽減するため、香取市水道事業給水条例（平成18年香取市条例第183号。以下「条例」という。）第34条の規定による納付しなければならない料金（以下「水道料金」という。）の免除に関し、必要な事項を定めるものとする。

(水道料金の免除対象)

**第2条** 水道料金の免除の対象は、条例第16条の規定により水道事業の管理者（管理者の権限を行う市長をいう。以下「管理者」という。）の承認を受けている者で、一般用（一般家庭及び事業所で使用するものをいう。）の用途に該当するものとする。ただし、官公署（官公署及び公立学校で使用するものをいう。）若しくは臨時用（臨時使用するものをいう。）の用途に該当するものは免除の対象としない。

(免除措置)

**第3条** 管理者は、令和8年6月検針分及び同年7月検針分の基本料金に相当する額を免除するものとする。

(免除申請)

**第4条** この規程に基づく水道料金の免除については、申請を要しないものとする。

(その他)

**第5条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規程は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この規程は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。